

『年金生活者支援給付金 支給金額（改定）通知書・振込通知書』

<表面>

料金後納郵便

親展

大切なお知らせ

差出人 **日本年金機構** 〒169-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号
Japan Pension Service

令和4年6月1日

厚生労働大臣 印影

①年金生活者支援給付金 支給金額（改定）通知書

（この通知書は、支給金額を証するものですので大切に保管してください。）

令和4年4月分からお支払いする支給金額は以下のとおりとなります。なお、この支給金額は、令和4年6月（4、5月分）からのお支払いとなります。（改定内容に関しては、裏面②をお読みください。）

給付金の種類	年金生活者支援給付金
基礎年金番号	
受給者氏名	
支給金額（月額）	円

②年金生活者支援給付金 振込通知書

（初回振込予定日） 令和4年6月15日

以下の金額を、ご指定の金融機関の預貯金口座に振り込みます。振り込みは 年 月から 年 月までの各偶数月に行われます。（裏面②の振込予定日をご参照ください。）

給付金の種類	年金生活者支援給付金		
基礎年金番号			
受給者氏名			
振込先			
給付金支払額及び振込額			
給付金支払額	円	年 月からの 年 月の各期振込額	円
調整額	円		円
振込額	円		円

令和4年6月1日

厚生労働省 印影

官署支出官 厚生労働省大臣官房会計課長 印影

<裏面>

年金生活者支援給付金に関するお問い合わせは
『給付金専用ダイヤル』へ

0570-05-4092

●050から始まる電話でおかけになる場合は **(東京) 03-5539-2216**

受付時間
月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合、翌日以降の開所日初日は、午後7:00まで。
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。

○代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

○休日明けや通知が届いた直後は、電話が非常に混雑します。ご了承ください。

○おかけ間違いには、十分ご注意ください。

日本年金機構のホームページでは、年金生活者支援給付金に関する手続き方法などをご覧いただけます。

<https://www.nenkin.go.jp/> **日本年金機構**

「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください

日本年金機構の職員が、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号などをお聞きすることはありません。また、手数料などの金銭を求めたこともありません。

不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

① 令和4年度の年金生活者支援給付金の支給金額

○年金生活者支援給付金の給付基準額は、物価の変動に応じて、毎年改定を行う仕組みとなっており、令和4年度は昨年度から0.2%の減額改定となります。

○また、老齢年金生活者支援給付金の支給金額は、国民年金保険料免除期間を有する場合に、老齢基礎年金額の引下げに伴って改定（引下げ）も行われます。

【令和4年度 給付基準額（月額）】

給付金の種類	給付基準額
老齢年金生活者支援給付金	5,020円 ^{※1}
障害年金生活者支援給付金	(1級) 6,275円 ^{※2} (2級) 5,020円
遺族年金生活者支援給付金	5,020円 ^{※3}

※1 実際の金額は保険料納付済期間や保険料免除期間等に応じて算出されますので、実際金額は0.2%の減額とならない場合があります。

※2 障害等級1級の場合は、給付基準額を1.25倍した額となります。

※3 2人以上の子が受給している場合は、子の数で割った金額が支給されます。

○年金生活者支援給付金の支給金額の改定に関する内容は、日本年金機構ホームページでもご案内しています。

【スマートフォン・携帯電話から】
検索又はURLを入力。
<https://www.nenkin.go.jp/akuseisu/shinkyufukin-kaitai.html>

【パソコンから】
検索又はURLを入力。
<https://www.nenkin.go.jp/akuseisu/shinkyufukin-kaitai.html>

【決定への不申立制度について】
この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に次管又は口頭または他の社会保険審査官（地方厚生部内）に審査請求をします。また、その決定に不服があるときは、決定書の届出された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求をします。なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を届出後ではないと、提出できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の取消等による新しい事実を認めるなど変更があるとき、その認定が合理的であると認めるときは、審査請求の決定を届出後でも取消できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の取消、以下同じ。）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。

※年金生活者支援給付金改定の制度に対する不服は審査請求の対象となりません。

② 年金生活者支援給付金の振込予定日

年金生活者支援給付金の支払日は年金と同じ原則偶数月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日又は祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

令和4年	6月15日（4月・5月分） ・ 8月15日（6月・7月分） 10月14日（8月・9月分） ・ 12月15日（10月・11月分）
令和5年	2月15日（12月・1月分） ・ 4月14日（2月・3月分）

！注意事項

○年金生活者支援給付金の支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金生活者支援給付金振込通知書をお送りいたします。

※年金生活者支援給付金は、年金と同じ口座にお振込みしますので、年金の振込口座を変更する場合は、年金生活者支援給付金の振込先も変更となります。

『調整額』欄の見方

さかのぼって年金生活者支援給付金をお支払いする場合や、年金生活者支援給付金の過払い金を毎月の支払いからお返しいただく場合にその金額を表示しています。

このような場合はお手続きが必要となります

○ 次の①から④のいずれかの事由に該当する場合は、年金生活者支援給付金は支給されません。

- ①日本国内に住所がないとき
- ②年金が全額支給停止のとき
- ③刑事施設等に拘禁されているとき

○ 上記①又は②に該当する場合は、必ず届出が必要となりますので、「給付金専用ダイヤル」又はお近くの「年金事務所」や「街角の年金相談センター」にご相談ください。

※ 右のマークは音声コードです。
目の不自由な方にご自身の給付金の支払に関する情報を音声でご案内します。